

空き家対策講演会等開催委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

空き家対策講演会等開催委託業務

(2) 事業の目的

令和5年住宅・土地統計調査によると、本県における賃貸・売却などの利用目的のない空き家の数は約5万戸と推計され、空き家率は12.9%と全国ワースト2位であり、今後、高齢化の進展や人口・世帯数の減少に伴い、さらなる増加が懸念されている。

本業務は県民（特に空き家所有者及び近い将来空き家になる可能性のあるいわゆる空き家予備軍）を対象に、空き家活用における家の行く末の早期決断の重要性をメインとなる企画をはじめ、セミナー、展示、個別相談など様々な手法を通じて伝えることで、空き家対策に関する意識の醸成及び空き家の活用につなげていくことを目的とする。

(3) 事業内容

別途定める「空き家対策講演会等開催委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年12月28日まで

2 見積限度額

3, 973千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「空き家対策講演会等開催委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うことになります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格登録名簿に登録されている（又は契約締結時点で登録が予定されている）者であること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること
- (5) 事業実施に必要な組織体制が確保された民間団体等であること
- (6) 本社及び県内に所在する営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (7) 共同企業体による参加の場合、その代表構成員が上記（1）から（6）までの条件を満たすとともに、下記の事項について定めた協定書を作成すること
 - ① 共同企業体の適切な名称を設定し代表者を選任すること
 - ② 代表構成員を含む全ての構成員は、連帯してその責任を負うこと
 - ③ 代表構成員を含む全ての構成員は、同時に2以上の共同企業体の構成員となること又は単独での応募は認めません。

6 説明会

日時：令和7年2月26日（水）午後2時～3時

場所：オーテピア高知図書館 4階集会室（高知市追手筋 2-1-1）

申込期限：令和7年2月25日（火）午後5時

申込方法：説明会参加申込書（様式－1）をFAX又は電子メールにて下記8（1）③提出先に提出

※いずれの場合も、電話によりその到達を確認してください。

7 質疑と回答

質疑書（様式－2）によってのみ受け付けます。

締め切り：令和7年3月4日（火）正午

受付方法：持参、FAX又は電子メールにて下記8（1）③提出先に提出

※FAX又は電子メールによる場合は、電話によりその到達を確認してください。

全ての質疑と回答の内容は令和7年3月7日（金）までに高知県ホームページ（住宅課）に掲載します。

[ホームページアドレス] <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171901/>

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定したい事業者は、参加申込書（様式－3）に資格要件の確認書類を添えて申し込みをしてください。申し込みにあたって提出する書類を次表に示します。

[提出書類、様式及び提出部数等]

様式 番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書（様式－3）	A 4 縦	1 部
2	資格要件確認書（様式－4 及び添付書類）	A 4 縦	1 部
3	（共同企業体の場合）共同企業体協定書		写 1 部

（１）参加申込書

①提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限ります。）

②提出期限

令和 7 年 3 月 12 日（水）正午（必着）

③提出先

〒780－8570 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

高知県土木部住宅課

TEL:088-823-9858 FAX:088-823-2999

E-mail:171901@ken.pref.kochi.lg.jp

（２）資格要件の確認

高知県土木部住宅課で、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認後、令和 7 年 3 月 14 日（金）までに、確認結果を申込者へ電子メールにて通知します。

（３）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「空き家対策講演会等開催委託業務プロポーザルに関する企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「空き家対策講演会等開催委託業務プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和 7 年 3 月 27 日（木）までに、全ての参加者に文書で通知します。当該審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開制度

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

12 日程

令和7年2月20日（木）募集開始
2月25日（火）午後5時 説明会参加申込書提出〆切
2月26日（水）午後2時～ 説明会
3月4日（火）正午 質疑書提出〆切
3月7日（金）質疑回答
3月12日（水）正午 参加申込及び資格確認書類提出〆切
3月14日（金）資格要件確認結果通知
3月21日（金）午後5時 企画提案書提出〆切
3月26日（水）審査委員会（プレゼンテーション）
3月27日（木）審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しません。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限る）することがあります。
- （3）提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示します。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示とすることができます。非開示とする内容については、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を、様式－5により提出してください。
開示・非開示の判断は様式－5に基づき行うものではなく、様式－5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。
- （4）契約者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしに利用することはありません。

14 問合せ先

高知県土木部住宅課
担当者：佐々井、曾我、藤田
TEL:088-823-9858 FAX:088-823-2999
E-mail:171901@ken.pref.kochi.lg.jp

15 その他

- （1）参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください（辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません）。
- （2）企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- （3）次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
 - ①提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- （4）令和7年度高知県一般会計当初予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件プロポーザル手続について停止等を行うことがあります。

附 則

この要領は、令和7年2月20日から施行します。